

議案第 5 2 号

東京都板橋区立図書館設置条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 5 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立図書館設置条例の一部を改正する条例  
東京都板橋区立図書館設置条例（昭和 5 1 年板橋区条例第 2 8 号）の  
一部を次のように改正する。

第 2 条の表東京都板橋区立氷川図書館の項中「氷川町 2 8 番 9 号」を  
「栄町 6 番 1 号」に改める。

付 則

この条例は、板橋区教育委員会規則で定める日から施行する。

（提案理由）

氷川図書館の位置を変更する必要がある。